

1. 新規に渡日する方

まず、以下の URL の内容を確認し、おおまかな流れを理解してください。

(独) 日本学生支援機構(JASSO) Study in Japan 「査証 (ビザ) と在留資格」

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/immigration-procedures/>

(1) 在留資格認定証明書 (COE) の取得

留学ビザを取得するためには、まず、在留資格認定証明書 (COE) を日本の出入国在留管理庁から取得することが必要です。この「在留資格認定証明書 (COE)」の交付申請は、日本国内でしか行うことができません (海外から郵送等で手続きを行うことはできません)。

在留資格認定証明書 (COE) の交付申請を行うことができる者は、以下のとおりです。

【交付申請を行うことができる者】

- ①申請者本人
- ②本人が教育を受ける機関の職員※
- ③本人に対して奨学金を支給する機関、その他の本人の学費または滞在費を支弁する機関の職員
- ④本人の学費又は滞在費を支弁する者
- ⑤日本に在住している本人の親族 (友人・知人は不可)
- ⑥その他法務省令で定める者 (行政書士、弁護士)

※注意※

宇都宮大学では、交換留学などの一部の大学主催プログラムを除いて、原則として「在留資格認定証明書 (COE)」の代理申請は行っておりません。海外に在住する新規渡日予定者が申請を行う場合は、行政書士等、上記 3~6 に該当する者にご自身で依頼してください。

【必要書類】

在留資格認定証明書の交付申請については、下記 URL を確認してください。

出入国在留管理庁：在留資格認定証明書交付申請

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

宇都宮大学では、交付申請に必要な書類のうち、**在留資格認定証明書交付申請書 (所属機関等作成用)** と **入学許可書** を作成し、**入学金納付後** に学生に交付します。

なお、学期開始に間に合わないなどの理由で、入学許可書発行前に在留資格の取得・更新手続きをする必要があると大学が認めた者には、入学金の早期納付等を条件に、入学許可書

の代わりとなる書類を交付する場合があります。詳しくは、合格後、お早めに修学支援課または陽東学務課へお問合せください。

(2) 「留学」査証（ビザ）の取得

「在留資格認定証明書（COE）」が準備できたら、在外日本国公館や日本国内の出入国在留管理局で、留学ビザの申請を行ってください。

必要な書類については必ず事前に在外日本国公館や日本国内の出入国在留管理局に確認してから申請するようにしてください。なお、「在留資格認定証明書」があっても留学ビザの交付が保証されるものではありません。申請から交付までの時期は各国在外公館や各出入国在留管理局によって異なりますので、申請先にお問い合わせください。

外務省：一般ビザ 留学

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa6.html>

(3) 渡日（在留カードの交付）

羽田空港、成田空港、中部空港、関西空港から上陸した方で、3ヶ月を超える期間、日本に滞在することが許可された方には、その場で在留カードが交付されます。その際、在留資格が「留学」の人は、アルバイトを行う時に必要になる資格外活動許可の申請が可能です。

在留カードは常時携帯しなければなりません。

入学後、在留カードの表面・裏面のコピーを速やかに留学生・国際交流室に提出してください。宇都宮大学に在学する全期間を通じて、在留カードの更新や引っ越し等でカード記載事項が変わった際には、必ずその都度、最新の在留カードのコピーを提出してください。

出入国在留管理庁：在留カードとは

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html>

2. 既に日本に在住している方

(1) 在留期間更新

日本国内の大学や日本語学校等から本学に進学する場合で、在留期間を更新する必要がある方は、在留期間更新許可申請を行う必要があります。申請は在留期間の満了するおおむね3か月前から申請できます。1日でも在留期限を過ぎると不法滞在となりますので、必ず期限内に余裕をもって申請してください。

出入国在留管理庁：在留期間更新許可申請

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

在留期間更新を希望する方は、「在留期間更新・在留資格変更申請書（所属機関作成用）作成願」を留学生・国際交流室に提出してください。その他「在留期間更新時に出入国在留管理局に持参する書類」を参照のうえ、必要な書類を準備し、出入国在留管理局に提出してください。

(2) 所属（活動）機関に関する届出活動機関に関する届出

「留学」ビザの有効期限内であっても、学校が変わった場合には、学校が変わってから14日以内に出入国在留管理局に活動機関に関する届出が必要です。詳細は下記 URL を確認してください。

出入国在留管理庁：所属（活動）機関に関する届出活動機関に関する届出

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

※宇都宮大学の法人番号は「8060005001518」です。

3. 宇都宮大学を卒業・修了した後

「留学」の在留資格は、日本国内の大学等に在籍している間のみ有効です。宇都宮大学を卒業・修了した後、日本国内の他の大学や語学学校等に進学する予定のない方は、たとえ「留学」の在留期間が残っていても、そのまま日本に滞在することはできませんので、速やかに在留資格の変更、または帰国をする必要があります。

宇都宮大学を卒業・修了後、日本国内の他の大学や語学学校等に進学せず、在留資格「留学」のままで日本に滞在し続けると、在留資格が取り消されます。特に悪質性が高いと判断された場合は、在留資格取消後、直ちに退去強制処分となります。たとえ退去強制処分にはならなくても、在留状況不良は、今後の在留審査において、大きなマイナスポイントとなります。卒業・修了後は、必ず適切な対応をしてください。

【卒業・修了後の在留資格に関する手続き】

(1) 日本国内で進学する場合

出入国在留管理局へ「活動機関に関する届出」を提出してください（上記2. (2) 参照）。

(2) 日本国内で就職する場合

就職先企業等の指示に従い、就労に必要な在留資格への変更手続きを行ってください。

(3) 卒業・修了後、日本国内で就職活動を続ける場合

宇都宮大学の正規課程卒業・修了後、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うこと

を目的として日本への在留を希望する者については、「継続就職活動大学生」として特定活動への在留資格変更が可能な場合があります。希望する方は卒業・修了の1～2か月前を目安に、留学生・国際交流室に相談してください。

出入国在留管理庁： 特定活動9

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10_21_10.html

※研究生や特別聴講学生などの非正規生は、継続就職活動のための在留資格「特定活動」への変更申請はできません。また、正規課程卒業・修了者であっても、宇都宮大学在学中から日本国内で就職活動を行っていたことを証明する書類を提出できない場合は、在留資格変更申請を受け付けません。

(4) (1) ～ (3) のいずれにも当てはまらない場合

宇都宮大学卒業・修了後、1か月以内を目途に帰国してください。